

④発 注 説 明 書

(新発田労働基準監督署及び新発田公共職業安定所 (2 官署分))

1 調達品目及び調達予定数量

ガソリン (レギュラー) 年間調達予定数量 : 次の一覧表の「年間使用見込量」のとおり

官 署 名	所 在 地	車両台数	年間使用 見込量 (ℓ)
①新発田労働基準監督署	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎 3 階	2 (0)	1,682
②新発田公共職業安定所	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎1,2階	2 (2)	712
合 計		4 (2)	2,394

* 実際の年間調達数量については、上記の各官署の官用自動車等の稼働状況により増減する。

2 上記購入及び役務品目の調達に係る契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約締結予定日 令和8年4月1日)

3 購入品目に係る対象車両

上記1に記載する官署で使用する官用自動車とし、上記1の車両台数欄のうち () 内の数字は常時配置されるレンタカー及びリース車の台数であり内数である。

なお、レンタカー及びリース車については、年度途中において台数に変更となる場合又は上記1以外にも突発的に日々配置される場合がある。

4 給油の提供場所

- (1) 各官署より概ね半径5km以内に自社の給油所、提携を結ぶことのできる他社の給油所又は加盟する会員の給油所があること (以下、「給油所等」と称す。)。

なお、「提携を結ぶ」又は「加盟する会員の」とは、契約した同一単価で落札業者において、請求書を取りまとめることができることを意味する。

- (2) 原則、各官署の職員等が、各官署近隣の契約業者の給油所等へ車両を持ち込み、給油の提供を受けるものとする。

- (3) その他特記事項

- ① 品目の品質はJIS規格を満たすものとする。
- ② 契約締結後、給油の際に必要な所定の給油カードを、車両1台ごとに発行すること。
- ③ 給油の提供の際は、給油カードの提出を受け、対象車両であるか否かを確認した上で給油を行うこと。
- ④ 各官署が突発的に使用するレンタカーへの給油については個別に協議するものとする。
- ⑤ 給油完了の際は、職員等へ完了した事実の確認を受け、職員等に対して納品書 (カードナンバー、日付及び給油量等が記載されたものであれば、レシート的なものでも可。) を提出すること。
- ⑥ 給油提供代金の請求は、発注日の属する月分を官署毎に取りまとめた請求書を「官署支出官

新潟労働局長」あてに提出すること。

なお、詳細は、契約業者決定後に締結する契約書等によること。

- ⑦ 契約締結後、石油価格市場の変動、天災地変等により、この契約に定める条件では契約の履行が困難な場合は、甲乙協議の上、契約単価その他について変更することができる。

なお、契約単価の変更を申し出る場合は、変更したい日より原則 1 週間前までに変更理由等を記載した別紙（参考例）を参考とした任意様式による協議書と変更後の単価に係る見積書を添付し、新潟労働局の契約担当部署あて提出すること。

5 その他

- (1) 見積書は、別紙様式で提出すること。
- (2) **見積書に記載する単価は、消費税抜きの金額を記載し、当該単価を年間使用見込数量に乗じた額による総価まで記載すること。**
- (3) 本件に当たり不明な点等は、見積公告に記載されている問い合わせ先へ連絡すること。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

商 号

代表者

ガソリン（レギュラー）価格（単価）の改定について（協議）

令和〇年〇月〇日給油分より、別添見積書のとおり価格を改定したく、物品売買（単価）契約書第26条の規定に基づき協議します。

・価格改定理由又は根拠

例： 最近の原油価格の高騰（又は低下）により、石油元売り会社から仕切り価格の改定通知があり、当社として検討したところ今後も同様の水準で推移すると見込まれることから、〇円の値上げ（又は値下げ）が必要と判断したもの。

（改定理由や根拠を明記するか、石油元売り会社からの仕切価格や石油製品の市場価格の変動状況等がわかる資料をなるべく添付すること。）

※ 別添として、ガソリン（レギュラー）1リットル当たりの単価を明記した見積書（代表者印を押印したもの、宛先は「支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長」とする。）を添付のこと。

④発注説明書用【見積書】

(新発田労働基準監督署及び新発田公共職業安定所(2官署分))

調達品目に係る見積り額

調達品目名	年間使用見込み数量 (単位：リットル)	単 価 (1リットル当たり)	金額(総価)
ガソリン(レギュラー)	2, 3 9 4	円	円

- ※1 単価欄には、調達品目に係る1リットル当たりの単価を記載すること。
なお、記載する単価には消費税は含まないこと。
- ※2 金額(総価)欄には、年間使用見込み数量に単価を乗じて得た額を記載すること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

【見積り業者名】

住 所：_____

社 名：_____

代表者名：_____

(TEL： — — 担当者名：)

(別添)

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日生

※個人の場合はその者の生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員等（上記に記載した者）の生年月日を記載すること。

(別添)

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）
